



神奈川県議会議員 芥川かおる 県政レポート



現場主義
即行動!!

～県民の代弁者として

3度目の登壇～

皆さまに支えられ、県議会議員として、折り返しとなる3年目を迎えました。今年度は【建設・企業常任委員会】【ともに生きる社会かながわ憲章推進特別委員会】に所属しました。引き続きしっかりと県民目線を忘れずに努めてまいります。

さて、九州北部の豪雨災害では、多くの尊い命が奪われました。改めて哀悼の意を表しますと共に一日も早い復旧、復興を願います。神奈川県におきましても今回の九州北部の災害を受け、激甚化する水害や土砂災害への対策強化に市町村などと取り組むため、県は7月10日、地域防災計画(風水害等災害対策)を修正しました。最大級の洪水や高潮を想定する方針を明確にしたほか、市町村がタイミングを逸しがちな危険地域への避難情報の発令を的確に行えるよう、災害時には全庁挙げた体制が重要であり、今後しっかりと推し進めてまいります。

一方、7月4日には、北朝鮮が大陸間弾道ミサイル一発を発射、日本海の非他的経済水域に落下しました。今や、北朝鮮が高度な技術を獲得したことは明らかで、脅威は間違いなく増大しています。弾道ミサイルへの対応は、一刻を争う事態であり、今後いかなる事態にも対応できるよう緊張感を持って、万全を期す必要があります。県民の安心安全のために努めてまいります。



平成29年6月
一般質問登壇

衆議院議員小選挙区の区割りについて



さくら道

衆議院議員選挙区画定審議会の勧告を踏まえ、小選挙区の区割りを見直す、公職選挙法改正法案が、6月9日に国会で可決されました。この改正により相模が丘地域が座間市から分割され、地元意見とは異なりました。相模が丘地域は住民との協働による「まちづくり」の手本となる地域のひとつで、市全体が一体となって「まちづくり」を推進しようとしていた矢先に分割され、多くの住民から戸惑いの声があがりました。そこで、地元の意見とは異なる座間市の地域を分割する内容の区割りとなったことに対する率直な想いと、どのような対応をしたのかについて、知事に見解を伺いました。

知事の答弁では『この区割り改定については、座間市長から、地域の一部が分割されることにより、市域全体で生活に根ざした課題を共通の土俵で考えられなくなり、市民と行政に多大な影響があるというお話を直接伺いました。私としてもそのとおりと感じたところであり、住民と協働して「まちづくり」の取り組みを進めている中で、市域の一部が分割されることにより、地域の一体性が失われ、

コミュニティづくりに大きな影響を及ぼすおそれがあると考えています。そこで、去る5月9日に開催された九都県市首脳会議でも、私から座間市の状況と、地域の実情を踏まえた区割り改定になるよう、九都県市が一体となって、意見表明を行いました。また、平成32年の国勢調査に基づく区割り改定は、大規模な変更になる可能性があり、県全体の問題として、市長会議、町村長に対して今後の連携を呼び掛けたところです。小選挙区の区割りについては、県内市町村のみならず他都道府県とも連携して、地域の実情を踏まえたものになるよう、引き続き国に働き掛けていきます』と答弁がありました。3年後の区割り変更時には、まず、地元の声を一番に尊重して改定するよう、国に対して強く求めるよう要望をしました。



相模が丘 朝市

実践的訓練・新設される訓練施設を消防団へ開放！

実践訓練の様子



大きな災害の際は常備消防以外に地元消防団の活動は大切であり、熊本地震では、消防団員が救出活動や避難所運営等を行っています。

災害時に消防団員が活躍するためには、しっかりした指揮能力を持った幹部の養成が必要だと考えます。さらに、消防団員の力が発揮できるよう、実際の災害の場面を想定した実践的な知識、技術の習得の場が必要と考えます。そこで、知事に消防団幹部の指揮能力強化のための教育が必要であるとともに、消防団員による救出救助等における実践的な対応能力を身につけるために、今年度消防学校に新設される、訓練施設の利用対象者を消防団員にも広げべきと考えるが、これらのことについて、どのように取り組んでいくのか、また、再質問では、民間企業が所有する老朽化した解体前の施設を活用して訓練の実施について、併せて見解を質しました。

【知事答弁】消防団は、地域の実情を熟知していることから、共助の要として、大きな役割を期待される、非常に必要な存在です。東日本大震災では、消防団員が、消火や救出救助、避難誘導等で、数多くの実績をあげました。一方で、地域を守りたいという思いから、危険をも顧みない活動の中で、多くの尊い命も失われています。災害時にこうした犠牲を出さないようにするため、県では平成26年度から消防学校の教育課程に、消防団員教育指揮幹部化を設けました。また、県では今年度、地震や風水害など自然災害の現場をリアルに再現した訓練施設については、常備消防だけでなく、消防団員の実践的な教育訓練の場としても、積極的に活用してまいります。さらに、この施設に導入予定の倒壊家屋の訓練ユニットを、運搬可能なものとする事で、県内各地の消防団員の訓練に活用していただく工夫も図りたいと考えています。こうした教育や訓練を通じて、消防団員一人ひとりの力を高め、災害時に安全を確保しながら、自信と誇りを持って自らの地域を守れるよう、消防団の消防力の向上に、引き続き取り組みます。また、提案がありました、実際に使われていた建物で、実践的な訓練を行うこと、これは大変効果的なことだと思います。訓練を実施するに当たっては、その建物の周囲の環境、周辺住民の理解など、いくつかの制約がありますが、県としては、毎年行われる県経営者協会との、防災行政懇談会などの場を通じて、施設についての情報提供、これを呼びかけてまいります。

空振りを恐れない 早めの避難指示！！

県では、土砂災害を防ぐため、土砂災害防止施設の整備を進める一方で、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を行う「土砂災害警戒区域」の指定を進めています。平成26年の広島土砂災害では、住民等に土砂災害の危険性が伝わっていなかったり、自治体からの避難勧告が遅れたことなどが被害を大きくさせました。住民の避難対策は、一義的には市町村の役割ですが、県としても、被害を減らすため情報の受伝達や普及啓発等、市町村と連携して、避難対策を行うことが必要だと考えます。そこで、土砂災害などの風水害発生時に住民が適切に避難行動を取れるよう、市町村と連携しての対策について知事に見解を質しました。



【知事答弁】近年、全国各地で、台風や集中豪雨などによる災害が発生し、大きな被害が出ています。こうした風水害に備えるためには、県民が地域の危険性を予め知ることが重要です。そのため県では、河川が氾濫した際の浸水想定区域図の公表や、土砂災害警戒区域の指定等に取り組み、土砂災害警戒区域については、昨年度までに完了しました。また、風水害が迫った場合に、県民の「いのち」を守るためには、何よりも迅速な避難が大切です。災害時に避難勧告等を行うのは、市町村長の役割ですが、県では、市町村長が迅速かつ的確に判断し発令できるよう、例えば台風の接近が予想される時には、気象台と連携して、今後の影響について、市町村への説明会を開催するなど、事前の警戒を促します。また、県のホームページを活用し観測情報の提供、市町村長が避難勧告等の発令を判断した場合、その情報を住民に速やかに伝達できる支援も行っています。このほか、市町村や防災関係機関と連携し、水防訓練との中で、住民避難訓練の実施。また、今年度新たに、災害への事前の備えや、災害発生時の対処方法、避難情報などを盛り込んだ防災啓発ブックを作成・配布してまいります。こうした取り組みを通じて、住民への防災意識の普及啓発を図り、風水害に対する避難対策に万全を期してまいります。

あの**凄惨**な事件から1年
決して
風化させては
ならない!!



昨年の7月26日に津久井やまゆり園で発生した凄惨な事件から一年が経ちました。あの事件が風化することを防ぎ、二度と繰り返されることのないよう県内はもとより、全国に向けて、憲章の理念を広める取り組みを継続かつ着実に実施していく必要があります。7月6日午前8時～9時まで、JR桜木町駅前広場で、県議会議員による、ともに生きる社会かながわ憲章のチラシ配布を実施しました。



発行：芥川かおる事務所

〒252-0021

神奈川県座間市緑ヶ丘1-1-35(2F)

TEL:046-244-0281

FAX:046-244-0481

即行動!!現場主義!!



みなさんの「声」

聞かせてください